

その他の環境パフォーマンス

施設の運転に伴う騒音や振動、悪臭についても、法令や条例等に基づいて適切な管理と測定を行っているほか、敷地内外の緑化対策などの環境配慮を積極的に進めています。

騒音・振動の定期的な測定

原子力機構では、施設を運転するために原動機を使用しています。その原動機から発生する騒音について、6 拠点について敷地境界において測定した結果は最大値 61 dB で、すべて騒音規制法や各自治体の県条例の規制基準以下でした。

また、振動については、3 拠点（うち 2 拠点は自主管理）について敷地境界において測定した結果、いずれも規制基準以下でした。

騒音測定結果（2008 年度）

単位：dB

拠点名	特定施設又は特定建設作業	測定時間帯	規制基準	実測値 (敷地境界線の最大値)	規制区域	法令根拠等
那 珂	空気圧縮機及び送風機*1	夜間	65	46	第 5 種区域	茨城県生活環境の保全に関する条例
NEAT		朝～夕方	65	39	第 3 種区域	茨城県生活環境の保全に関する条例
もんじゅ		朝～夜間	55～60*2	50*3	その他の区域	福井県公害防止条例
ふげん		朝～夜間	55～60*2	53～55*3	その他の区域	福井県公害防止条例
関西研	コンクリートプラントを設けて行う作業	朝～夜間	50～65*2	41～54*3	第 3 種区域	京都府環境を守り育てる条例
東 濃		朝 8:00～翌朝 8:00	85	61	第 2 種区域	岐阜県公害防止条例

* 1 騒音規制法施行令第 1 条（特定施設）により、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものが該当します。

* 2 朝・昼・夕方・夜間によって規制基準がそれぞれ異なります。

* 3 もんじゅ、ふげん、関西研では朝・昼・夕方・夜間の 4 つの時間帯で測定しています。

振動測定結果（2008 年度）

単位：dB

拠点名	特定施設*1	測定時間帯	規制基準*2	実測値 (敷地境界線の最大値)	規制区域	法令根拠等
もんじゅ	空気圧縮機及び送風機	昼間、夜間	60～65*3	< 30	規制対象外	福井県公害防止条例
関西研		昼間、夜間	60～65	< 30	第 2 種区域	京都府環境を守り育てる条例
東 濃	該当なし	昼間、夜間	45～75*4	47	規制対象外	振動規制法、岐阜県公害防止条例

* 1 振動規制法施行令第 1 条（特定施設）により、原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものが該当します。

* 2 昼間、夜間で規制基準がそれぞれ異なります。

* 3 もんじゅは規制対象外ですが、第 2 種区域の値を自主的管理基準としています。

* 4 東濃は研究坑道掘削工事について、規制対象外ですが、自主的に管理目標値を設定しています。

悪臭の定期的な測定

関西研では、京都府木津川市との環境保全協定に基づいて、悪臭の測定を行い、測定結果はすべて規制基準以下でした。

悪臭測定結果（2008 年度）

拠点名	測定種類	計量・分析項目	規制基準	実測値	法令根拠等
関西研	特定悪臭物質	トルエン	10ppm	< 1ppm	京都府環境を守り育てる条例
		キシレン	1ppm	< 0.1ppm	
	嗅覚	臭気濃度*	10	< 10	
		臭気指数*		< 10	

* 臭気指数とは、人間の嗅覚を用いて悪臭の程度を数値化したものです。具体的には、試料を臭気を感じられなくなるまで無臭空気で希釈したときの希釈倍率（臭気濃度）の対数値に 10 を乗じた値です。

敷地内外への環境配慮

樹木は光合成によって二酸化炭素を吸収し、炭素を樹体内に蓄積しています。さらに、森林では、樹体内のほか土壌中にも大量の炭素が蓄積されています。低炭素社会を目指し、ひいては地球温暖化防止への貢献を考慮し、原子力機構では各拠点敷地内外の自然環境の整備に努めています。

大洗では、森林による二酸化炭素吸収量の確保のため、川鶉被害により樹木が枯死した区域の植樹を前年度に引き続き行いました。関西では施肥作業や剪定作業を、NEAT では植栽管理作業を、東濃では芝生張替え作業をそれぞれ行いました。

樹木の種類により異なりますが、50年生の杉の場合の二酸化炭素吸収量を計算により求めますと、人の呼吸による一人当たりの年間二酸化炭素排出量は、おおよそ杉 23 本で吸収されます。同じく、車の排気ガスによる一台当たりの年間二酸化炭素排出量は、おおよそ杉 160 本で吸収されます。電気やガスの使用、自家用車や廃棄物からの一世帯当たりの年間二酸化炭素排出量は、おおよそ杉 460 本で吸収されます。私たちはこのような森林の役割について勉強し、理解を深めるとともに、自然との共生を図りながら、少しずつではありますが、敷地内外への環境配慮活動を推進しています。



剪定作業（2008年9月、関西研）

トピックス

レンガ製造について

人形峠環境技術センターでは、鳥取県湯梨浜町方面（かたも）地区から搬出した掘削土を、レンガに加工するレンガ加工場の建設を進めてきましたが、2008年4月、江田五月参議院議長・三朝町長・鏡野町長他のご出席のもと開所式を執り行いました。

レンガ製造に当たっては、作業員の教育や設備・機器の調整運転などを行い、5月末の運転終了までに約2万個の製造を行いました。製造したレンガは第三者機関により物性確認試験を実施し、一般の建設資材として使用することに何ら問題がないことが確認されました。

物性確認試験の間、レンガ加工場は運転を計画休止していましたが、10～12月に巨り運転を再開し、約5万個のレンガを製造しました。製造したレンガは、鏡野町・三朝町内で花壇などの整備に試用することが、鏡野町議会全員協議会及び三朝町議会全員協議会で了承され工事のための準備を進めているところです。

2009年5月には、製造したレンガを室内花壇・傘立て・置台などに製品化し、文部科学省や東京事務所で使用を開始しました。また、6月には農林水産省玄関口に花壇を設置しました。こうした理解活動を行うことによって、一人でも多くの皆様にレンガの安全性を体感・確認していただき、安心していただくことによってレンガに対する理解が深まるものと考えています。

製造したレンガは基本的に機構の拠点で歩道や花壇などに使用することにしていますが、レンガ希望購入者に対する頒布も行っていますので、希望者は人形峠総務課（電話 0868 - 44 - 2211）までお問合せください。



文部科学省に設置された室内花壇（2009年5月）